

別添（管理規程作成例）

赤字は、必要な場合のみ記載

〇〇（組合・団体・事業者名）街頭防犯カメラ管理規程

1 目的

この規程は、〇〇（組合・団体名）が設置する街頭防犯カメラについて、街頭犯罪の抑制及び防止を図ることと並行して、当該カメラの撮影対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置又は運用について定める。

2 設置者、管理責任者及び取扱者

- (1) 設置者
組合・団体・事業者名、代表者氏名
- (2) 管理責任者
組合・団体名・事業者名、役職名、氏名、連絡先：012-345-6789
- (3) 取扱者
組合・団体名・事業者名、役職名、氏名、連絡先：123-456-7890

3 設置場所及び設置台数

- (1) 街頭防犯カメラ 〇台
 - ア 高知市〇〇町99番99号方北側（別図のとおり）
 - イ 高知市〇〇町99番99号方西側（別図のとおり）

※設置場所の明示が困難な場合は、別図のとおりと記載し、設置場所の図面を添付してください。

(2) 録画装置一式

高知市〇〇町99番99号方 〇〇〇内（事務室、保管庫等具体的に記載）
（※カメラと録画装置等の場所が同じ場合は、「同上」との記載でも可）

4 設置表示者及び管理方法

- (1) 街頭防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」等の表示及び設置団体名を記載したプレートを設置する。
- (2) 管理責任者が、必要があると判断する場合には、街頭防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「取扱者」という。）を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。
- (3) 録画装置の設置場所については、管理責任者の許可を得た者以外の立入りを禁止する等の措置を講じ、画像データの外部漏洩を防止する。

5 画像データの保管及び廃棄

- (1) 画像は、撮影状態のまま保管し、加工しない。
- (2) 画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠のできる〇〇〇内（事務室、保管庫等具体的に記載）に保管する。
- (3) 画像の録画装置及び記録した媒体を収納した収納箱の扉には、種類の異なる鍵を2箇所設置し、1種類は申請者、もう1種類は設置場所を管轄する警察署が各々1個ずつ管理するものとする。
- (4) 撮影された画像の保管期限は、概ね〇日間とし、保存期限終了後は、機器の機能によって画像自動消去を行う（廃棄する場合はその旨記載）。
- (5) 画像録画装置を交換等する場合は、保管画像データの外部漏洩を防止するため、当該画像録画装置に保存された画像データを完全に消去し、録画装置を物理的破壊のうえ廃棄する。

6 画像の閲覧・提供の制限

- (1) 画像の利用は、犯罪の抑止及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、閲覧及び外部に提供しない。
 - ア 法令に基づく請求があった場合
 - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提供を求める場合は文書によるものとする。）
 - ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認める場合
- (3) 閲覧・提供を行う場合は、警察官又は個人の生命、身体又は財産の安全を守る行政機関の職員が立ち会いのもと行うものとする。

7 苦情等の処理

管理責任者は、街頭防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

附則

この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

赤字は、必要な場合のみ記載

〇〇（自治組織・組合・団体名）子供見守りカメラ管理規程

1 目的

この規程は、〇〇（自治組織・組合・団体名）が設置する子供見守りカメラについて、安全・安心に子供を通学・遊ばせることのできる環境の整備、声かけや犯罪の抑制及び防止を図ることと並行して、当該カメラの撮影対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置又は運用について定める。

2 設置者、管理責任者及び取扱者

- (1) 設置者
自治組織・組合・団体名、代表者氏名
- (2) 管理責任者
自治組織・組合・団体名、役職名、氏名、連絡先：012-345-6789
- (3) 取扱者
自治組織・組合・団体名、役職名、氏名、連絡先：123-456-7890

3 設置場所及び設置台数

- (1) 子供見守りカメラ ○台
ア 高知市〇〇町99番99号方北側（別図のとおり）
イ 高知市〇〇町99番99号方西側（別図のとおり）
※設置場所の明示が困難な場合は、「別図のとおり」と記載し、設置場所の図面を添付してください。
- (2) 録画装置一式
高知市〇〇町99番99号方 〇〇〇内（事務室、保管庫等具体的に記載）
（※カメラと録画装置等の場所が同じ場合は、「同上」との記載でも可）

4 設置表示者及び管理方法

- (1) 子供見守りカメラ設置場所の見やすい位置に、「子供見守りカメラ作動中」等の表示及び設置団体名を記載したプレートを設置する。
- (2) 管理責任者が、必要があると判断する場合には、子供見守りカメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「取扱者」という。）を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。
- (3) 録画装置の設置場所については、管理責任者の許可を得た者以外の立入りを禁止する等の措置を講じ、画像データの外部漏洩を防止する。

5 画像データの保管及び廃棄

- (1) 画像は、撮影状態のまま保管し、加工しない。
- (2) 画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠のできる〇〇〇内（事務室、保管庫等具体的に記載）に保管する。
- (3) 画像の録画装置及び記録した媒体を収納した収納箱の扉には、種類の異なる鍵を2箇所設置し、1種類は申請者、もう1種類は設置場所を管轄する警察署が各々1個ずつ管理するものとする。
- (4) 撮影された画像の保管期限は、概ね〇日間とし、保存期限終了後は、機器の機能によって画像自動消去を行う（廃棄する場合はその旨記載）。
- (5) 画像録画装置を交換等する場合は、保管画像データの外部漏洩を防止するため、当該画像録画装置に保存された画像データを完全に消去し、録画装置を物理的破壊のうえ廃棄する。

6 画像の閲覧・提供の制限

- (1) 画像の利用は、安全・安心に子供を通学・遊ばせることのできる環境の整備、声かけや犯罪の抑止及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、閲覧及び外部に提供しない。
ア 法令に基づく請求があった場合
イ 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提供を求める場合は文書によるものとする。）
ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認める場合
- (3) 閲覧・提供を行う場合は、警察官又は個人の生命、身体又は財産の安全を守る行政機関の職員が立ち会いのもと行うものとする。

7 苦情等の処理

管理責任者は、子供見守りカメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

附則

この規程は、〇年〇月〇日から施行する。